

令和元年 第1回 三朝町教育委員会 臨時会 日程

と き：令和元年5月13日（月）午後2時

と ころ：三朝町役場 第3会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

中前委員、大丸委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

移動図書館車の事故に係る和解についての専決処分について
小学校施設検討業務について

5 議 事

議案第1号 損害賠償に係る和解について

議案第2号 令和元年度教育関係費補正予算（令和元年5月）について

6 協議事項

平成30年度教育委員会評価について

7 その他

8 閉 会

次回定例会：令和元年5月27日（月）13：30～

報告事項②

移動図書館車の事故に係る和解についての専決処分について

次のとおり移動図書館車の事故に係る和解及び損害賠償の額を決定することについて、町長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和元年5月9日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、本委員会へ報告する。

令和元年5月13日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項中、次に掲げる事項を町長において専決処分すべき事項として指定する。

- (1) 法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償で、その額が50万円を超えないもの
に係る和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関すること。

【報告事項② 別紙】

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和元年5月16日

三朝町長 松浦弘幸

専決第1号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年5月9日

三朝町長 松浦弘幸

1 和解の相手方

三朝温泉観光協会

2 和解の要旨

町は、損害賠償金99,360円を支払うものとする。

3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生日

平成31年3月14日

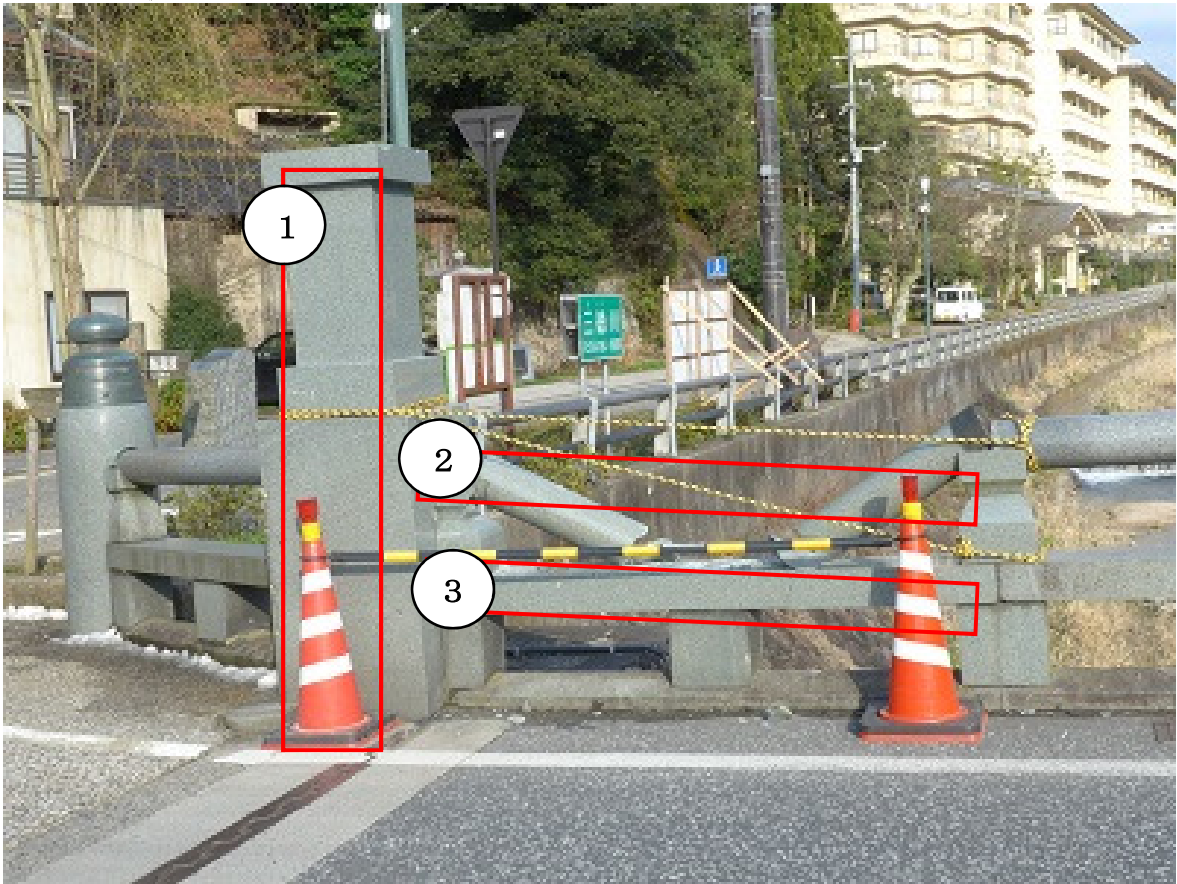
(2) 交通事故の発生場所

三朝橋（東伯郡三朝町三朝）

(3) 交通事故の状況

町の職員が運転する車両が、三朝橋の親柱の灯籠に接触し、落下した灯籠が相手方所有のライトアップ照明に当たり損壊したものである。

《破損の状況》



破損 ①親柱一基 ②丸欄干 ③角欄干



破損 三朝橋灯籠一式

《復旧費用》 1, 687, 673円

《復旧の見通し》 6月末完成予定

議案第1号

損害賠償に係る和解について

次のとおり移動図書館車の事故に係る和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和元年5月13日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

別紙のとおり

〈参考〉

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

（提案理由）

移動図書館車の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 1 号【別紙】

議案第 6 号

損害賠償に係る和解について

次のとおり、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により本議会の議決を求める。

令和元年 5 月 16 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 和解の相手方

鳥取県

2 和解の要旨

町は、鳥取県所有の建築物等について、次のとおり原状復旧するものとする。

(1) 損壊建築物等

登録有形文化財 三朝橋

(2) 復旧概算費用

1,690,000 円

3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生年月日

平成 31 年 3 月 14 日

(2) 交通事故の発生場所

三朝橋（東伯郡三朝町大字三朝）

(3) 交通事故の状況

町の職員が運転する車両が、三朝橋の親柱の灯籠に接触し、損壊したものである。

議案第2号

令和元年度教育関係費補正予算（令和元年5月）について

次のとおり令和元年度教育関係補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和元年5月13日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和元年度教育関係費 歳入歳出補正予算（令和元年5月）案

【歳入：図書館】

単位：千円

科目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主な内容
雑入	自動車事故共済金	3,355	1,690	5,045	図書館車による三朝橋破損

【歳出：図書館】

単位：千円

科目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内容
社会教育費	図書館特別経費	0	1,690	1,690	三朝橋損壊部分現状復旧費

協議事項

平成 30 年度教育委員会評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、本委員会の評価を実施する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。